

## 東京都動物愛護管理審議会会議録

### 1 日 時

平成25年10月18日（金曜日） 開会 午前10時00分  
閉会 午後 0時03分

### 2 場 所

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

### 3 出席委員（50音順、敬称略）

	氏 名	所 属 等
◎	林 良博	独立行政法人国立科学博物館館長
○	東海林 克彦	東洋大学国際地域学部教授
	有田 芳子	主婦連合会副会長
	内山 晶	公益財団法人日本動物愛護協会常任理事・事務局長
	加藤 由子	フリーライター、エッセイスト
	木村 幸一郎	東京都動物愛護推進員、東京都鳥獣保護員
	日柳 政彦	公益社団法人日本実験動物協会理事
	琴尾 隆明	練馬区副区長
	小松 泰史	公益社団法人東京都獣医師会副会長
	崎田 克康	公益社団法人日本愛玩動物協会事業部長
	塩村 あやか	都議会議員
	西崎 光子	都議会議員
	堀 宏道	都議会議員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部准教授
	村松 満	八王子市副市長

◎ 会長      ○ 副会長

### 4 議 事

- (1) 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（答申素案）
- (2) その他

(午前10時00分 開会)

○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** 定刻となりましたので、ただいまより第3回東京都動物愛護管理審議会を始めさせていただきます。

私は、議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。福祉保健局健康安全部環境衛生事業推進担当課長の澁谷と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、まず初めに、委員に交代がございましたので御紹介させていただきます。これまで委員に御就任いただいております、くまき委員、金野委員、高木委員、星委員から辞任のお申出がございましたので、新たな委員に御就任いただいております。お手元の委員名簿の順に御紹介させていただきます。

まず琴尾委員でございますが、今、若干遅れるという御連絡をいただいております。

続きまして、塩村委員でございます。

西崎委員でございます。

堀委員でございます。

よろしくお願いいたします。

続いて、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条によりまして、委員の過半数の出席によって成立することになっております。

本日の出欠ですが、永井委員、山口委員から、御都合により御欠席の御連絡を承っております。今、申し上げますとおり、琴尾委員につきましては若干遅れるということで御連絡をいただいております。本日の審議会は、委員17名中、出席数は15名になりまして定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

次に資料の確認でございますが、お手元に資料1から5までと参考資料を御用意しております。御確認いただければと存じます。

今、琴尾委員お見えになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、健康安全部長の中谷よりごあいさつを申し上げます。

○**中谷健康安全部長** ただいま御紹介を賜りました、福祉保健局健康安全部長の中谷でございます。

委員の皆様には、平素より東京都の動物愛護管理行政に御理解と御協力を賜りまして、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

また、本日は御多用のところ、東京都動物愛護管理審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年9月1日でございますが、改正動物愛護管理法が施行されました。本審議会におきましては、法改正に伴う新たな検討課題につきまして御審議をいただきまして、昨年12月に中間報告として、おとりまとめをいただきました。都では、いただいた中間報告を踏まえまして、必要な条例改正を行うなどの対応をまいりました。今後も、引き続き法改正の趣旨を踏まえまして、国や区市町村と連携をとりながら適切な運用を図ってまいります。

また、本年8月30日に動物愛護管理基本指針が改正をされております。施行は、法に合わせまして9月1日となっております。これを受けまして、都は、改正基本指針に即しました動物愛護管理推進計画の改定を行うこととなります。推進計画の改定につきましても、本審議会の下に設置をされました小委員会におきまして、具体的な御審議をいただき、今後の施策の方向性について御検討をいただいております。

本日は、小委員会におきましてとりまとめられました案をもとに、本審議会の答申素案について御審議をいただければと考えております。本日、御審議をいただきました後に、パブリックコメントを経まして本審議会の答申として、おとりまとめいただければと存じます。

限られた時間でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** 傍聴者の皆様にお伝えいたします。カメラ撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これからの進行につきまして、林会長にお願いいたします。

○林会長 委員の皆様、おはようございます。

本日の議題は、お手元にご覧のように「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（答申素案）」ということでございます。本審議会の答申素案を審議していただくことを予定しております。

私は、小委員会において委員長として案をとりまとめさせていただきましたので、概要を報告させていただきますと思います。

これまでの審議経過につきましては、資料1を御覧いただきたいと思います。

昨年の12月に開催いたしました第2回審議会において中間報告をとりまとめた後、引き続き小委員会で審議を続けてまいりました。第4回小委員会は6月20日、第5回は8月8日、第6回は9月12日と、小委員会を開催し、昨年とりまとめました中間報告を基礎資料として、法令改正や国の基本指針改正、これまでの動物愛護管理推進計画の進捗状況を踏まえて、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について検討を行いました。

本日、審議を行う答申素案は、次の資料2からございますけれども、これまでの小委員会の審議内容をとりまとめたものでございます。本日の審議を行った後、パブリックコメントにかけましてもう一度審議を行い、今年度中に東京都知事に答申したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが事務局から答申素案の詳しい説明をいただきたいと思います。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 それでは、お手元の資料2を御覧ください。答申素案の本編は資料3になりますが、まず資料2で答申素案の概要について簡単に御説明をさせていただきます。

資料2の左側、上段でございますが、動物愛護管理行政の現状ということで、現在の東京都の現状をお示ししております。答申素案の本編では、第1と第2にあたるところでございます。動物飼養の現状では、平成24年度のデータで、犬の登録頭数が約51万頭となっております。そのうち、狂犬病予防注射の接種率は73.7%でございました。一方、猫の個体数でございますが、猫の場合は登録制度がございませんので、平成23年度に調査を実施しております、その中で推計させていただいております。この数が、都内全体の猫の推定個体総数として約111万頭となっております。犬の登録頭数と猫の個体数の推計値は、増えているという状況にあります。猫の推計数のうち、飼い主のいない猫の頭数は、平成18年度の調査では約15万頭であったものが、平成23年度の調査では約6万頭と大幅に減少しております。

東京都における動物の引取数、致死処分数につきましても、括弧の中に平成18年度比という数字を示しておりますが、これは、現行の動物愛護管理推進計画の目標値の基準年度でございまして、引取数につきましては目標を50%減、致死処分数は55%減を目標に掲げまして、取組を進めてきたわけですが、こちらは、既に60%以上の削減を達成しているという状況にあります。また、返還・譲渡率につきましても同様に目標を定めてございまして、犬は平成18年度比でほぼ横ばいですが、猫につきましては、10%以上に増やすことを目標に掲げまして、平成18年度に比べまして14ポイント上昇ということで、かなり率は上がっている状況でございます。

続いて、その下、法・基本指針改正の主な事項でございます。

まず、改正動物愛護管理法が平成25年、今年の9月1日に施行になりましたけれども、この主な事項として、4つを記載させていただいております。1つ目に記載させていただきましたのは、動物取扱業の適正化です。これまでの動物取扱業が第一種動物取扱業となりまして、加えて第二種動物取扱業が新たに設けられたことが挙げられます。また、第一種動物取扱業のうち、犬猫等販売業につきましても上乗せの義務が課せられております。2つ目に記載しましたのは、多頭飼育の適正化です。法改正によりまして、勧告・命令の対象となります生活環境の支障の内容が明確化されたことに加え、虐待のおそれがあるものについても命令の対象となりました。3つ目に記載しました犬及び猫の引取りでございますが、今回の法改正で引取り拒否事由が明記されました。ただ、東京都では法改正前から、法の目的・趣旨を鑑みて、条例で「やむを得ない」場合にのみ引取りを行ってございましたので、この法改正内容につきましては、先行

して実施をしていたところでございます。4つ目は災害対応です。災害対策に係る施策の推進計画への反映等が法改正により盛り込まれております。こちら、東京都では現行の推進計画に災害対策に関する事項を既に設けておまして、改定後の推進計画でも引き続き記載をすることが求められるということでございます。

その下に移りまして、改正基本指針の主な内容でございます。こちらは、法改正に伴いまして、本年8月30日付けで公布されたものでございます。基本指針は、正式には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」といい、これは環境省告示になりまして、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的な施策の遂行等を目的として環境省が定めたものです。これに即して都道府県では動物愛護管理推進計画を策定することとなります。基本指針については、本日、参考資料としてお付けしておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

改正の内容として、資料には8つほど抜き出して記載しております。基本指針の施策別の取組の内容として、1つ目に記載しましたのは、普及啓発です。これは、法改正で動物の終生飼養や繁殖制限措置が条文に入りましたので、その事項に関する積極的な広報が求められております。続いて、適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保です。この中では、全国の犬猫の引取数を平成16年度比で75%減。また、さらなる殺処分率の減少ということが示されています。次に、動物による危害や迷惑問題の防止です。こちらでは、飼い主のいない猫対策の推進が取り上げられています。続いて、所有明示（個体識別）措置の推進では、マイクロチップの普及啓発が挙げられております。その次の、動物取扱業の適正化では、犬猫等販売業、第二種動物取扱業の規定遵守ということが求められております。その他、実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進、災害時対策、人材育成などがこの改正基本指針の中に盛り込まれているところでございます。

東京都は、平成19年度から平成28年度までを計画期間とした現行の推進計画を、5年が経過し、見直す時期にあったのですが、この度の法改正や基本指針改正を受け、これらも踏まえて推進計画を改定するに当たりまして、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」について審議をいただくということで、昨年8月30日に諮問をさせていただいたところでございます。小委員会において、これまでの推進計画の取組の進捗状況と、法改正、基本指針改正を踏まえた、今後のあり方について詳細に検討いただいております。

資料2の右側に目を移していただきまして、こちらが答申素案の中でも、諮問に対する提言部分となるところで、今後のあり方のところ、本編では第5にあたります。1から4までの囲みがありますけれども、こちらが、主な課題と、それに対する施策の方向性を抜き出して書いたものとなります。これまで、現行の推進計画では、前回審議会の答申を踏まえて、5つの主要な課題に対して20の施策で進めてまいったわけですが、見直しにあたって、これを整理しまして、昨年12月の第2回審議会で御審議いただきましたとおり、主要課題を4つに再編成しております。

まず、主要課題の1つ目として「動物の適正飼養の啓発と徹底」を挙げております。これに対する施策の方向性としては、適正飼養・終生飼養の啓発の強化ですとか、犬の適正飼養、飼い主のいない猫の対策、多頭飼育の問題、動物の遺棄・虐待防止に関する対策、適正飼養の普及啓発に係る人材育成、小中学校等教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援を記載しております。

続いて、主要課題の2つ目として「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」を挙げております。これに対する施策の方向性としましては、動物取扱業の監視強化、そして指導事項等の拡大への対応、特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底、産業動物・実験動物の適正な取扱いへの対応を記載しております。

続いて、主要課題の3つ目として「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」を挙げております。これに対する施策の方向性としましては、譲渡拡大のための仕組みづくりと、取扱動物の適正な飼養管理の確保を記載しております。

続いて、主要課題の4つ目として「災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」を挙げております。これに対する施策の方向性としましては、動物由来感染症への対応強化と、災害時の動物救護体制の充実を記載しております。

これら4つの柱の主要課題に対する取組を、その上に目を移していただきまして、区市町村、東京都、事業者、ボランティア・関係団体、都民と、それぞれが役割を分担し、連携して、積極的な施策を推進することによって、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す」ことが示されているところでございます。東京都では、この方針をかねてから条例で示しており、現行の推進計画でも同様の目的を掲げておりますが、改定後の推進計画においても、この方針の元で施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが答申素案の概要でございまして、次に本編である資料3の御説明に入らせていただきます。

資料3をおめくりいただきますと、まず目次がありまして、こちらで再度、答申素案の構成を御確認いただければと存じます。構成としては、第1から第5までからなっておりまして、第1に「東京都における動物飼養の現状と社会状況」、第2に「動物愛護管理行政の現状」、第3に「動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況」とありまして、次のページの第4に「法改正に伴う新たな検討課題」とまとめております。こちらの第4までは、昨年の12月に中間報告ということで既におまとめいただきました内容となっております。この中で、昨年12月以降、改正法の施行や基本指針の公布ですとか新たな動きがありますので、その内容と、第1、第2の現状のところの統計数字ですね。こちらを時点修正として反映させまして、一部修文をしております。

本日は第5「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」、こちらが新しく盛り込まれたところでございますので、こちらを中心に御審議をいただければと存じます。この第5が、今後のあり方を記載しているところとなっております。

それでは、本編の説明をさせていただきます。第1から第4までのところも簡単に説明させていただきます。長時間になりますが御容赦いただければと存じます。

まず、1ページ目「はじめに」ということで、こちらは、答申素案のパブリックコメントを実施するための「はじめに」となるわけですが、これまでの審議経過と今年度中に答申をまとめるという方向性について、箇条書きで記しております。

2ページ目から、「第1 東京都における動物飼養の現状と社会状況」となります。こちらは先ほどの資料2の左上の部分で御説明した内容となります。

5ページ目、4 動物による危害と苦情でございます。こちらも、平成24年度の数字を新たに盛り込ませていただきました。こう傷事故につきましては400件前後で推移しているということと、苦情件数につきましては、いまだ年間で1万件以上あるという状況にあります。

続いて、5 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正でございます。先ほど若干、説明させていただいた内容になりますが、こちらでは法改正、基本指針等の改正の内容について記載させていただいております。5ページの(2)は、法改正に先行して改正された政省令の内容になりますが、平成24年の6月から、動物取扱業の種別に「競りあっせん業」と「譲受飼養業」が追加されました。また、犬及び猫の夜間展示が禁止されました。

6ページからの(3)は、平成25年9月に施行になりました法改正の主な内容でございます。1つ目として、動物取扱業の適正化では、まず、(ア)犬猫等販売業に係る特例の創設ということで、①にありますが、犬猫等健康安全計画の策定が義務付けられています。④にあります、犬猫等の繁殖業者による出生後56日を経過しない犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止なども規定されております。また(イ)動物取扱業者に係る規制強化としては、②犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明の義務付けが規定されております。次に、(エ)第二種動物取扱業の創設でございます。飼養施設を設置して動物の譲渡等を

業として行う者に対しまして、都道府県知事等への届出が義務化されております。

続いて、2つ目として、多頭飼育の適正化について、3つ目として犬及び猫の引取りについて記載しております。また、4つ目として災害対応につきましましては（ア）のとおり、災害時における施策が動物愛護管理推進計画に定める事項に新たに追加され、（イ）のとおり、動物愛護推進員の活動に、災害時における行政への協力が追加されております。

7ページには、（4）として改正基本指針の内容について記載しております。今後の施策展開の方向ということで、列記しておりますけれども、先ほど、資料2で御説明したようなことを記載しております。基本指針については、先ほども御説明しましたが、これに即して都道府県は動物愛護管理推進計画を策定することとなっております。今回、基本指針が改正され、推進計画の計画期間が平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間に変更と示されましたので、東京都もこの計画期間として、推進計画を見直すこととなります。

それでは、8ページをお開きください。「第2 動物愛護管理行政の現状」でございます。こちら、先ほどの資料2で御説明したところでございます。1 動物の捕獲・収容、引取り等のところでは、中間報告から平成24年度データを入れて更新しているのですが、グラフを御覧いただきますとわかりやすいのですが、前回答申をいただいた平成18年度から平成24年度まで、取組を進めてきた結果、総取扱数、引取数ともに大幅に減っているという成果が出ております。

2 動物の返還・譲渡・致死処分でございます。こちら平成24年度データを入れて更新しているのですが、9ページの表とグラフを御覧いただきますと、返還・譲渡率について、平成18年度に、犬は81.5%、猫3.1%であったのが、平成24年度では犬が79.4%とほぼ横ばいですが、猫については17.1%ということで、大幅に返還・譲渡率が増加しております。致死処分数につきましては、大幅に減少しているという状況をおわかりいただけるかと存じます。

次に10ページで、3 動物取扱業に対する監視指導でございます。（1）動物取扱業の登録数でございますが、平成24年度、都内の動物取扱業の登録施設数は3,911で、全国でも最も多い状況でございます。平成18年度の1,854施設と比べますと、約2倍に増加しております。表6にありますとおり、種別ごとに見ますと、保管業と販売業が非常に多くなっているところです。これらの動物取扱業に対する監視指導の実績が（2）動物取扱業の監視指導であります。非常に多い施設数に対しまして、現行の推進計画に基づき取り組んでおります事業者評価制度により、効率的な監視を進めているところでございます。

11ページ、4 特定動物の飼養施設に対する監視指導でございます。円グラフで、特定動物の飼養施設を分類しておりますが、一般（個人）が87施設で一番多く、全体で134の施設があるわけでございます。飼養頭数は、表8にありますけれども、平成24年度で計1,493頭が飼養されております。飼養施設では一般（個人）が一番多く、頭数で見ますと、動物取扱業、動物園が大半を占めているところです。12ページには（2）特定動物飼養施設への監視指導として、監視の実績をお示しております。特定動物については、平成24年度も人の死亡事故が起きておりますので、通常監視以外に、特定動物の飼養者、動物取扱業者を対象とした緊急監視も行っております。

次に第3に移ります。「第3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況」でございます。

現行の推進計画は平成19年4月に策定したものでございまして、5つの主要課題ごとに20の重要施策、48の事業を定めて取組を進めてまいりました。その結果、動物の引取数や致死処分数の減少、また犬猫の返還・譲渡率の増加等を目指してやってきたわけですが、その達成状況及び施策の取組状況はおおむね良好であったと小委員会で評価いただいております。

それでは、主要課題1の飼い主の社会的責任の徹底から順に、それぞれの重要施策の取組状況を御説明いたします。まず、（1）適正飼養の普及啓発の強化（施策1）になります。東京都では、都民を対象とした適正飼養講習会や、動物愛護相談センターにおける譲渡関係の講習会により普及啓発を進めておりま

す。また、動物販売時の説明が購入者に十分行われるよう、動物取扱業者への指導を行っております。普及啓発の場の拡大としましては、区市町村や関係機関と連携し、飼い主がよく利用する動物病院や動物取扱業等の施設にパンフレットなど普及資材を配布するなどして、飼い主の目につきやすい場所での普及啓発に取り組んでおります。動物の遺棄・虐待への対応としては、平成22年2月の国通知に基づきまして警視庁宛てに動物愛護管理担当部署との連携を依頼しております。また、各警察署宛て飼育改善指導が必要な例を示し、情報共有に努めているところでございます。

(2) 犬の適正飼養の徹底(施策2)でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数に対する狂犬病予防注射済票の交付率が75%前後で推移していることから、登録・狂犬病予防注射接種率の向上を目指して、東京都、区市町村、関係団体が連携を図りまして、動物病院等で鑑札交付・注射済票交付代行など飼い主が手続きしやすいような環境整備の取組を進めています。取組を行っている区市町村は、平成18年度では11区11市でしたが、平成25年4月現在、15区16市町村に増えています。加えまして、都と区市町村の動物愛護管理担当者による検討会を設置しまして、登録・狂犬病予防注射接種率向上を目指した普及啓発資材の作成等の取組も行っております。

さらに、犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、パンフレットや犬のしつけに関するテキストを作成し、それらを犬の譲渡関係講習会の機会に配布しています。また、犬のこう傷事故は小さなお子さんが被害者になることが多いので、動物愛護相談センターが小学校低学年を対象として実施している動物教室で、こう傷事故防止のプログラムを取り入れています。事故防止や生活環境の保全につきまして、公園等公共の場所でのノーリード(放し飼い)の禁止ですとか、ふんの放置をなくすよう、都、区市町村や公共施設管理者が協力して監視指導を行うほか、動物愛護推進員等の協力のもと普及啓発を行っております。

続きまして、14ページを御覧ください。(3) 猫の適正飼養の徹底(施策3)です。猫の適正飼養に向けた施策につきましては、平成10年度の本審議会答申に基づき、猫の飼養三原則、「屋内飼養の推奨」、「不妊去勢手術の実施」、「個体標識の装着」の徹底を図る取組を進めてきております。この中でも、屋内飼養の推奨につきましては、かなり進んでおりまして、平成23年度に実施した飼育実態調査によりますと、都内の飼い猫のうち屋内飼養されているものは71.6%となっています。平成18年度の調査結果、61.1%と比べますと10%以上増えているという状況です。また、不妊去勢手術の実施につきましても、飼育実態調査の結果、85%程度となりまして、かなりその重要性が認知されているものと思われまます。個体標識の装着につきましても、パンフレットや普及啓発パネル等によりまして普及啓発を行っております。

(4) 特定動物の飼養許可及び適正管理の徹底(施策4)です。特定動物は人に危害を与えるおそれが高いため、特に施設の監視指導や動物取扱業による販売時の事前説明を通じて飼い主に法令順守を徹底しているところです。また、爬虫類については、動物園などの施設だけではなくて、一般家庭で飼育されている個体も多いので、緊急監視等により、逸走防止等管理の徹底についても指導を行っております。

続きまして15ページで、(5) 高齢動物の飼養への対応(施策5)です。高齢動物への対応につきましては、やはり飼い始める際に検討しなければならないということで普及啓発を行っておりますが、特に飼養数の多い犬、猫につきましては、区市町村や東京都獣医師会等を通じて配布しているパンフレットなどにより、高齢特有の病気や機能障害への対応など、かかりつけ獣医師の関与の必要性も併せて周知してきているところです。

続きまして、主要課題2の事業者の社会的責任の徹底でございます。それでは、(1) 動物取扱業の監視の強化(施策6)から御説明します。平成24年度の都内の動物取扱業の登録施設数は約3,900施設ということで非常に多いわけでございますけれども、東京都では事業者評価制度を構築しまして、事業者が守るべき基準の遵守状況の評価して、評価の低い事業者に対して重点的に監視等を行っているところでございます。また、平成24年度の政省令の改正によりまして、新たに競りあわせ業と譲受飼養業が動物取扱業の種別に追加されておりますが、これら新しい業態に即した適切な監視を行うために、監視指

導などの機会を通じまして業務の実態等の把握、情報収集を行っているところでございます。不適正な営業者に対しましては、都民からの苦情相談等の情報や動物愛護推進員等からの情報に基づきまして、改善のための指導を実施しております。

続きまして16ページ、(2)動物取扱業への指導事項の拡大(施策7)です。動物取扱業への指導事項は、法改正や政省令改正の度に増加しております。こうした事業者の責務は、各施設の動物取扱責任者に対して年1回受講が義務付けられている動物取扱責任者研修の機会などを通じて、その遵守の徹底を指導しているところでございます。また、この度の法改正前から、東京都では動物福祉や問題行動の発現等への影響を考慮しまして、通常監視において幼齢動物の販売抑制を図るための指導も行っておりました。

(3)動物取扱業の資質の向上(施策8)でございまして。動物取扱責任者は、今、御説明しましたとおり、法で年1回の研修受講が義務付けられているのですが、東京都では独自に都条例に基づきまして、業を開始する前に研修の受講を義務付けておまして、その動物取扱責任者研修で使用するテキストに基本的な法令の知識と社会的責務についての内容を加えるなどして総合的に習得できるように工夫しております。また、動物取扱責任者研修に外部講師を活用して必要な情報を適宜提供できるよう取り組んでおります。

また、事業者による動物の取扱いのレベルを向上させるためには、事業者による自主管理の推進が重要となります。そのため、自主管理の導入を促すパンフレットを作成し、法令に定められた遵守すべき事項についての指導を行うなどの取組を行っています。

(4)動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援(施策9)でございまして。動物取扱業の従事者の資質を向上させるためには、将来、動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等における教育を充実させることが効果的です。そのため、その教員を対象とした研修会に試行的に講師を派遣し、関係法令に関する情報提供を行っています。また、動物愛護相談センターが実施する講習会ですとか、見学実習への専門学校の学生さんの受入れなどを行っています。

(5)産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応(施策10)でございまして。畜産業者等に対しましては、許可施設である畜舎等における動物の取扱いや施設の管理について監視指導を行っています。また、実験動物施設につきましては、基本指針において「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく自主管理を基本として実験動物を取り扱うこととなっており、適正に取り扱われるよう「3Rの原則」を普及啓発しております。

続きまして、主要課題3の地域特性を踏まえた取組の推進です。

まず、(1)動物愛護推進員の活動の活性化(施策11)でございまして。東京都の動物愛護推進員の委嘱数は、現在、約300名でございまして。この委嘱規模において、関係機関からの協力や、動物愛護推進員同士の交流が円滑に行われるように支援に取り組んでいるところでございまして。その支援策の一つとして、推進員の皆さんは、例えばトレーナーなどの資格をお持ちの方とか、地域の飼い主のいない猫対策に力を入れておられる方とか、それぞれの得意な分野がありますので、その分野で力を発揮していただくために、推進員の人材情報を活動分野別に整理し、区市町村、関係団体に情報提供しております。また、推進員のスキルアップのための研修の充実を図るとともに、推進員同士の情報共有の場として、平成20年度から活動分野別の連絡会の開催もしております。

(2)集合住宅における動物の適正飼養の推進(施策12)でございまして。東京都内では、特に新たに建設される集合住宅において、ペット飼養可の住宅が非常に増えているところでございまして。集合住宅におけるペット飼養については、それぞれの住宅、地域の事情に即した管理規約等が整備される必要があります。東京都では既に平成6年度に「集合住宅における動物飼養モデル規定」を作成しており、こちらを使って助言等を行っています。また、平成21年度に国が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」等も活用して都、区市町村による助言、指導を行っているところでございまして。

続きまして、18ページ、(3)高齢者の動物飼養への支援(施策13)でございまして。動物を飼われ



ていらっしゃる一人暮らしの高齢者の方が、突然入院されたり、飼うのが困難になったりした場合の対応について検討することを現行の推進計画で定めております。そのため、動物愛護推進員や動物愛護団体等の意見を聞き検討を行いました。ところが、その検討では、飼い主からの動物の一時預かりは、引き受ける側の負担が大きく、一定のルールづくりは困難であるという結論になっています。現在、個別の事例については、動物愛護推進員や関係機関、また動物愛護相談センターの連携を基礎とした引取り等の相談対応を行っているところでございます。

(4) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充(施策14)になります。地域における飼い主のいない猫対策は、地域住民の方、ボランティア、住民の身近な窓口であります区市町村が連携して実施することが必要でありまして、この取組を始めたばかりの地域ですとか、効果的な対策が見出せずに苦慮している地域等に対して、その取組を導入する際に、都の補助事業による支援や、動物愛護相談センターによる専門的技術的支援を行っています。また、飼い主のいない猫対策が、単なる餌やりと誤解されることですとか、地域対立を招くことを防止するために、ボランティアなどの活動をされている方々に使っていただけるリーフレットを作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知しています。また、ボランティアが活動しやすい環境をつくるために、飼い主のいない猫対策の趣旨、手法について都民の皆様の理解が進むよう、いろいろなイベントを通じて区市町村、動物愛護推進員等による普及啓発が行われています。

(5) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援(施策15)でございます。先ほども、少し御説明しましたが、東京都では、小学生低学年を対象とした訪問型の動物教室を実施しておりまして、その実施にあたりましては、例えば講師として地域の動物愛護推進員の方の協力を得ているほか、推進員が小学校と連携して独自に動物教室を実施することが一部ではじまっており、これに対する支援について東京都では検討もしています。

続きまして、主要課題4の致死処分数減少への取組でございます。

まず、(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり(施策16)です。東京都はボランティア団体を通じた譲渡を推進し、譲渡拡大に努めております。また、新たに犬や猫を飼い始めようとする人が、動物の入手先として動物愛護相談センターや譲渡事業を行う動物愛護団体を選択していただくことがごく普通のこととして行われていくような社会にしていくために、譲渡制度に関するリーフレットを作成したり、ホームページで都民の方の体験談を公開したりするなどして認知度を高める取組を行っています。

次に、(2) 数値目標の達成状況でございます。ここまで駆け足で御説明してまいりましたが、現行推進計画の1から4までの重要課題に対する施策を実施することにより、致死処分数の減少に向けた推進計画の数値目標は、現時点ではほぼ達成されており、進捗状況は良好であると、小委員会で、また昨年度の第2回審議会でも御評価いただいているところです。

19ページ下段ですが、こちらは小委員会でのご意見を踏まえ、中間報告から新たに盛り込んだところでございますが、「この成果は、都民の適正飼養・終生飼養の意識が向上したことに合わせ、動物愛護ボランティア等による地域の動物の適正管理が進められた結果であり、特に、子猫の引取数・致死処分数が減少したことが大きく寄与しているものである。また、猫の譲渡についても、動物愛護団体等の協力・連携によりまして着実に推進されていることが伺える。しかしながら『犬の返還・譲渡率』については目標値を下回っており、推進計画を策定した平成19年度以降、80%前後で推移し、目標値である85%以上に増やすことはできていない。これは、引取数・致死処分数が大きく減少する中で、矯正困難な攻撃性、回復困難な疾病及び高齢等、譲渡が難しい個体が、捕獲・引取り・収容されており、その割合が減少していないことが原因として考えられる。」と、目標値を概ね達成できたこと、また、犬の返還・譲渡率が目標を達成できなかったことについて考察を記載しております。20ページの表は、その数値目標の達成状況になります。先ほど御説明申し上げましたとおり、引取数・致死処分数におきましては、目標値を既に達成しております。また、猫の返還・譲渡率につきましても達成しております。

続きまして、主要課題5の都民と動物の安全確保の説明に入らせていただきます。まず、(1) 動物由

来感染症への対応能力の向上（施策17）です。東京都では、平成18年度に動物由来感染症関係局連絡調整会議を設置し、感染症発生時に迅速に対応できるよう連絡体制を構築して、発生時対応マニュアルを作成して訓練などを行っています。また、ペット動物における人への感染のおそれのある動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会と協力して動物病院における感染症診断状況を集約して発生状況のモニタリングを行っています。

次に、（2）動物由来感染症の普及啓発（施策18）です。東京都は、動物病院でのモニタリングをはじめとし、動物由来感染症に関して毎年、調査事業を行っているのですが、この結果を動物由来感染症検討会で検証しまして、その結果を反映させた情報提供や普及啓発に取り組んでおります。

次に、（3）災害発生時の動物救援機能等の強化（施策19）でございます。東日本大震災における緊急対策事業の一環として、東京都では東京都動物救援本部と協定を締結しまして、避難されて来られた方々の同行動物の一時預かり、譲渡支援を行ったところでございます。このような形で、関係団体との連携の強化に取り組んでおります。

第3の最後に、（4）区市町村の災害対策の推進（施策20）でございます。東京都は区市町村に対しまして、地域防災計画や避難所管理運営の指針等を提示しているほか、東日本大震災における被災者の同行動物への対応等に関する情報を区市町村に提供して、区市町村における防災計画ですとか、災害時動物対応マニュアルの整備の取組が促進されるよう働きかけているところでございます。

続きまして「第4 法改正に伴う新たな検討課題」でございます。

まず、1 多頭飼育の適正化に関する検討結果です。（1）多頭飼育への対応でございますが、多頭飼育に起因する苦情相談の対応につきましては、都、区市町村の動物愛護管理担当部署が住民、動物愛護団体等からの情報に基づいて、把握できている状況にあり、飼い主への助言・指導を実施しております。多頭飼育問題のうち行政等の指導により改善した事例というのは、調査したところ4割程度であり、中には、担当者が飼い主となかなか接触ができないため、適正飼養の指導が非常に難しく、解決まで長い期間を要する事例があります。こうした場合には、例えば、動物愛護管理担当者が、飼い主の生活支援等を行っている地域の福祉保健の関係機関と連携して対応することが事態の改善に効果的な場合もあると思われまます。そのため、関係機関との連携、協力体制について検討していくことが必要であると昨年の第2回審議会で結論付けていただいております。

そこで、（2）多頭飼育者の届出制の検討でございますけれども、法改正で、多頭飼育の届出制を条例で規定することができることとされたことにつきまして、昨年の第2回審議会で御審議いただいたところでございます。条例で届け出させる場合には、届出対象とする動物の種類を規定するとともに、動物の種類ごとに飼養管理の内容が異なるため、種類ごとに頭数を設定する必要がありますが、その合理的な設定は非常に困難です。例えば「化製場等の構造設備の基準等に関する条例」では、犬については10頭以上という許可の基準の頭数があるわけですが、例えばそこを届出対象ということになりますと、仮に10頭未満の事例で問題があった場合に、なぜ届出対象としなかったのかということになります。実際に都、区市町村で把握している事例では10頭未満の事例が約2割もあるという状況にあります。それでは、10頭未満のどこで設定するのかということになりますが、先ほども申し上げましたとおり、飼養環境によっても対象とすべき頭数は異なるため、一概に頭数を定めることは困難です。そこで、複数頭である2頭以上を届出対象とした場合、猫などは1世帯当たりの平均飼養頭数が約2頭ということで、極めて多くの飼い主の方々が届出の対象になってしまうということで、飼い主への過剰な規制となりかねないということが考えられます。

多頭飼育による苦情の問題は、頭数の問題ではなくて、飼い主が適正に飼養できていないということが問題であります。届出制を導入することによりまして、多頭飼育自体が悪いのではないかといった誤解を生じるおそれもあります。多頭飼育については、現在でも、行政が苦情等により把握している状況にあり、飼い主に対する指導等を行っております。さらに、先ほど申し上げましたが、福祉保健等関係機関と連携

をして情報収集することで、今後、適正に飼養できなくなる可能性のある飼い主についても把握していくことが効果的ではないか、ということから、東京都の場合は、現状に鑑みまして、多頭飼育者の届出制を条例で規定する必要はないと昨年の第2回審議会で結論付けていただいたところでございます。

次に、2 動物取扱業の規制強化に関する取組についての検討結果でございます。先ほど来、御説明しておりますが、法改正でさまざま規制が強化されております。昨年度におまとめいただいた中間報告に基づき、必要な条例改正による規定整備を今年の6月に行ったところであります。今後は、監視指導の強化の取組等の方向性を検討する必要があると結論付けていただいております。

次に、3 災害発生時の動物救護体制の充実強化についての検討結果でございます。今回の法改正で、動物愛護管理推進計画に、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を盛り込むことが義務付けられました。また、動物愛護推進員の活動に災害発生時の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすることが追加されました。既に東京都の動物愛護管理推進計画には、災害時に関する施策が入っておりますので、改定後も引き続き盛り込むということになります。また、東京都では、平成24年11月に修正した東京都地域防災計画の中で、「動物の同行避難」に関して区市町村が設置する避難所における飼養場所等の確保について明記しております。そういったことで、災害時を想定し、あらかじめ体制を整備しておく必要があるとの結論をいただいております。また、動物愛護推進員を含めまして、動物愛護団体等のボランティアや関係機関と連携した動物救護体制の充実強化についても、検討を進めていく必要がある、とまとめられております。

次に、4 犬及び猫の引取りについての検討結果でございます。法改正によりまして、都道府県等における犬猫の引取り拒否に関する規定、引き取った犬猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定が設けられました。東京都では従前から条例の中で「やむを得ない理由がある」ときは引き取るということで対応してきたわけでございます。ということで、法改正で明確化された内容を、先行して条例で規定しておりましたので、対応について大きく変わるところはございません。今後も、終生飼養を促すことによる引取数のより一層の減少を目指していくことが望まれる、とまとめていただいております。

すみません。ちょっと時間が迫っておりますが、もう少し説明をさせていただきます。

続いて、25ページ「第5 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」でございます。ここからが、中間報告から新たに加わったところでございまして、今後の東京都のあり方が記載されている部分となります。

まず、「1 人と動物との共生社会の実現に向けて」です。今回、法改正により、法の目的に「人と動物の共生する社会の実現を図ること」と追記されました。東京都では既に条例の目的に同様の内容を規定しており、目指すべき姿を明らかにしているわけでございます。また、平成19年4月に策定した東京都動物愛護管理推進計画においても「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」というものを目指した基本方針を打ち出しています。この目指すべき社会というのは、動物愛護管理の推進が地域コミュニティーを活性化して、さらに動物愛護管理につながる発展の連鎖を生み出す社会ではないかと考えます。そのためには、動物が地域の一員として広く認識されることが必要であります。地域の一員としての動物というのは、飼い主をはじめとする動物に関わる全ての人々の地域の一員としての自覚と行動によって育まれ定着するものです。個人と地域社会の成熟の上に、はじめて動物は地域の一員となり得るのではないかと、共生社会の実現のための前提をまとめさせていただきました。

現行推進計画では、条例の目的も踏まえまして、「第3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況」で今、御説明しましたけれども、共生社会を実現するための20の重要施策を進めてきたわけでございます。その結果、地域社会における様々な取組が推進され、目標値を上回る致死処分数の減少という成果が得られております。こうした成果は、各種施策によって地域コミュニティーが活性化され、地域力を効果的に発動する環境が整いつつあることや、動物取扱業の登録制度などが、都民にも浸透しつつあることを示すものではないかと考えています。

今後になりますが、これまで取り組んできたこの施策を、その成果を踏まえまして方向性を検証しつつ、発展させていくことが効率的かつ効果的です。そのためにも、動物愛護管理の推進が効果的に行われる体制を構築することが重要であると考えられます。

次に、「2 動物愛護管理を効果的に推進するために」です。動物愛護管理における課題は、例えば地域コミュニティにおける人と動物との関わりに密着した問題ですとか、一方で、動物の捕獲・収容ですとか、動物関係事業者等の監視など広域的・専門的なものまで様々あるわけです。というわけで、行政ですとか事業者、関係団体、都民それぞれが関与しているので、役割分担を明確にして、各者の連携・協働体制を整備していくことが重要であると考えます。

それでは、(1) 行政の役割です。まず、ア 区市町村の役割ですが、動物愛護管理法により、国とか地方公共団体は動物愛護管理の普及啓発を進めなければならないと規定されておりまして、全ての区市町村に動物愛護管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等の役割が期待されます。現状を見ますと、飼い主のマナー不足や飼い主のいない猫を巡るトラブル等、地域に密着した問題につきましては、区市町村で取組がもう既に進められているところもありまして、具体的には、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成制度、またボランティアと連携した相談対応、住民に対する指導を含めたマナー向上対策などが実施されているところです。狂犬病予防法の部分では、犬の登録と狂犬病予防注射に係る事務につきましては、法律により区市町村の所管となっており、飼い主責務の徹底をはじめとして、狂犬病予防に係る普及啓発、指導が東京都と連携して行われているところでございます。

さらに、災害対策では、東日本大震災の経験を踏まえて、東京都、各区市町村が地域防災計画の修正を行っているのですが、災害時の動物救護に係る危機管理の取組は、飼い主による自助・共助の考えの下で地域コミュニティにおける対応が求められますので、それに関わる区市町村の役割は重要です。動物愛護管理の推進のために、地域住民に身近な行政窓口として区市町村の機能は不可欠なものとなっています。

続いて、イ 東京都の役割でございます。東京都の動物愛護管理に係る施策は、広域自治体としての立場から、区市町村による地域コミュニティを活用した取組の支援をしてきたところでございます。この度の法改正を受けて、動物の引取数、致死処分数の減少を目指した一層の取組強化が必要です。また、多頭飼育の問題をはじめ、適正飼養の普及啓発につきましては、東京都と区市町村が連携して進めているところでありますけれども、これを更に充実させるためには、動物愛護相談センターを核とした広域的・専門的支援を行っていくことが必要であろうと考えられます。

また、動物取扱業につきましても、法規制に先行して条例で制度を導入し、そのノウハウを生かして、獣医師職員による専門的観点から事業者を評価して重点的な監視等を行っているところです。この度の法改正で規制が強化されましたので、事業者には制度改正を周知するとともに、監視指導を充実することが必要であると考えます。そのため、職員の専門性を高めるなど人材育成を図って、動物愛護相談センターを核とした事業者等への監視指導の徹底が不可欠となっております。

さらに、引取数の減少、返還・譲渡の推進拡大によりまして一層の致死処分数の減少を目指していくためにも、動物愛護相談センターにおいて引取り・収容動物の適正な管理を進めていける施設のあり方について検討することや専門的人材を育成することが重要であります。

狂犬病発生時の対策や、災害時の動物救護対策等の危機管理につきましても、東京都は広域自治体として広域的・専門的な対応が求められていると認識しております。これまでに伊豆大島や三宅島の噴火災害といった被災経験もあり、東日本大震災における対応を踏まえまして、平成24年11月に地域防災計画も修正しております。今後、災害発生時の動物救護活動が円滑に行われるためには、区市町村への取組の支援、調整機能や、行政、関係機関、動物愛護推進員を含むボランティアとの連携・協働体制を実践的なものにすることが重要であると考えます。この危機管理対策というものも、動物愛護相談センターを核として実施されているので、施設を有効活用して危機管理体制を一層充実させることが重要であります。

続いて、(2) 事業者の役割でございます。動物取扱業者は、都民が動物を飼い始めるときに動物の主

な入手先となっていますので、動物の購入者等に飼い主としての責務の浸透を図る役割がございます。また、手本となるような動物の取扱いを実践しなければならない立場でございます。法改正により動物取扱業の規制が強化されたところでもあり、適正飼養、終生飼養を率先して実施していくという姿勢を社会に示していただきたいと考えます。また、飼い主に対して適切に動物を取り扱うよう販売時説明の重要性がより高まっております。

(3) ボランティア・関係団体の役割です。ボランティアや関係団体の皆様には、これまでも非常に多大な御協力をいただいております。都民の身近な相談窓口の一つとして大きな役割を担っていただいております。引き続き、行政と連携し、取組を進めていただきたいと考えております。また、動物愛護推進員については、法改正で新たに、災害時における動物の避難、保護等に関する行政政策に対する協力がその活動の一つに追加されましたので、災害対策においても地域への貢献が期待されているところでございます。

(4) 都民の役割です。人と動物との調和のとれた共生社会を築いていくためには、動物を飼う人、飼っていない人、好きな人、苦手な人が混在する社会において、それぞれ相互理解を深めていただかなければなりません。そうした関係の構築は、地域コミュニティーの活性化にもつながっていくわけです。つまり、全ての都民に動物の愛護に努めていただく必要があるのです。しかし、相互理解の前提として、やはり動物の飼い主が法令を遵守して、動物の生態等に応じた適正飼養・終生飼養の責務を果たしていただくことが何より重要でございます。飼い主の責務は、特に認識していただかなければいけません。

続きまして、「3 取り組むべき課題と施策の方向性」でございます。こちらが、今後、東京都が進むべき方向性をまとめていただいている部分となっております。この内容を踏まえて、改定推進計画の主要課題と施策を検討していくことになろうかと存じます。

まず、(1) 動物の適正飼養の啓発と徹底でございます。動物の愛護管理においては、適正な飼養方法について飼い主が十分理解、実践していくことが重要です。そこで、普及啓発をさらに充実させていくことが重要であると考えております。特に、終生飼養や、適切な繁殖制限による飼養頭数のコントロール、個体識別の責務については、法改正により新たに飼い主責務として盛り込まれたところでもあり、行政が飼い主の自覚を促して積極的に助言していくことが求められているものと認識しております。また、動物の基礎的なしつけ方や、集合住宅における適正飼養の方法など、住民の相談に対して丁寧に対応していくことが効果的でありまして、行政の相談窓口の機能の充実、都民への講習会の内容・手法について検討していくことが必要であると考えます。

30ページを御覧ください。犬については、狂犬病予防をはじめとした飼い主の義務を徹底するということに加え、マナー、しつけ等について飼い主の意識向上を図っていくことが必要であると考えます。狂犬病予防対策については、飼い主等の目に触れやすい場所における普及啓発を更に検討していくことが必要であるとまとめていただいております。また、現在も取り組んでおりますが、動物病院での鑑札・注射済票の交付代行等を更に促進するなど、飼い主が手続をしやすい環境整備を引き続き推進していくことが求められていると認識しております。

猫に関しましても、先ほど御説明申し上げました3原則を引き続き普及啓発していくことが重要であります。飼い主のいない猫対策は、都内全域に広がりつつあり、東京都における子猫の引取数の削減に大きく貢献していますので、今後も取組の更なる拡大を図っていく必要があると考えています。

多頭飼育の事例につきましては、第4のところ、昨年の審議会でおとりまとめいただいた内容を御説明いたしましたが、関係機関が相互に連携し合いながら問題の解決に当たることが効果的です。今後は、そのための体制づくりを行っていくことが重要であります。また、区市町村における、そういう体制づくりを支援するために、例えば区市町村間の担当者の情報共有の場も重要と考えています。

31ページになります。普及啓発を進めていく上で、動物愛護推進員をはじめボランティアの果たす役割は非常に重要であります。そのため、動物愛護推進員の制度周知も更に行いながら、資材やノウハウの

面での支援、適正飼養に係る情報提供によりまして資質の向上を図っていくことが重要であると考えます。

また、動物愛護精神を涵養するために、学校教育の場における子供の発達段階に応じた啓発が重要であります。そのためには、教職員への動物愛護管理に関する情報提供など教育関係者への支援を充実していくことが重要ではないかと考えます。動物愛護相談センターが実施している動物教室ですけれども、動物愛護推進員の方と連携して実施していますので、今後こういった取組を更に推進していくことが求められていると認識しております。加えて、動物教室を行うに当たっては、取り扱う動物のストレスを考慮して進めていくことが必要であります。

続いて、施策の方向性として、アからキまでがございますけれども、今、御説明した内容を、それぞれ簡潔に列記したものととなっております。

すみません。説明の時間がかかりすぎておりますので、御審議をいただく時間がなくなってしまうと申し訳ないので、一旦ここで切らせていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○林会長 はい。それでは、これまでの御説明いただきました部分について、御意見、御質問ありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○塩村委員 塩村です。よろしくお願いします。

6ページの(3)の(ア)の④で「犬猫等の繁殖業者による出生後56日を経過しない犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止」というものがあるのですが、これは動愛法の改正を受けた説明をしているのはわかるのですが、これをそのまま東京都に適用していくのがどうかというところをお聞きしたいと思います。附則がついていたと思うのですね。

よろしくお願ひいたします。

○林会長 どうぞ。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 この度の法改正により、繁殖業者における幼齢の犬猫の販売等の制限が規定されたわけですが、環境省の中央環境審議会動物愛護部会においても、様々な検討が行われたと聞いております。

改正法では、条文に「56日」とありまして、附則で経過措置を定めております。それで、まずもって施行日から3年間は「45日」、その後は、別に法律で定める日まで「49日」と読み替えることとなっております。規制にあたっての科学的な根拠や生年月日を証明させるための担保措置などについて、国においてこれから検討を進めていくというような状況にあります。ですので、東京都でも、法の規定に従って監視を徹底していくということで対応してまいりたいと考えております。

○林会長 よろしいですか。

○塩村委員 ありがとうございます。

○林会長 他にございますか。

はい、どうぞ。

○水越委員 すみません。ちょっと文言なのですが、22ページの(2)多頭飼育者の届出制の検討のところ、下から5行目に「多頭飼育の届出制を導入することにより、多頭飼育自体が悪いという社会的な誤解を生じるおそれもある」という文章があります。言いたいことはわかるのですが、でも、多頭飼育自体もやはり問題というのは様々起こってくる可能性は非常に高いと思うのです。

私自身も多頭といえば多頭で、猫3頭、犬4頭を飼っていますので多頭飼育者に相当すると思うのですが、私自身もやはり多頭飼育をしながらも、例えば「自分が何かあったらどうするのだろう」とあるとか、経済的な問題であるとか、災害時であるとかというのは非常に不安を抱えているところもあります。多頭飼育というのはやはり問題というのは生じやすいというふうには思います。こういう書き方をすると、多頭飼育を非常に東京都が推奨しているわけではないのでしょうか、「全然悪いことではないよ。いいことだよ。」というようなふうにと捉えてしまいがちな文言だと思うので、このあたりのちょ

っと言い方を変えたほうがいいのではないかなと思います。

○林会長 これについて何か御提案はありますか。

○水越委員 いや、もうこの文は削除していただいたほうがいいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。別に「悪いという社会的な誤解を生じるおそれもある」という言葉は必要なのでしょうか。「適正に飼養していないことに起因しているものである」というところまでは正しいと思うので、その以下の文章は、私は必要ではないと思うのですけれども。

○林会長 例えば犬でも猫でも、1頭飼いよりも2頭飼いのほうがいいという科学的なデータはたくさんあるのです。ですから、多頭飼育自体が悪いとは、言えないのではないのでしょうか。2頭以上はもう多頭ですからね。そういう意味合いでここに書かれているのだと私は理解しています。

○水越委員 おそらくそうだとは思いますが、でも一般的なイメージでは多頭というと2頭ではないと思うのです。やはり多頭というともう少し多い5頭とか、もう少し多いようなイメージがあると思うのですけれどもいかがでしょうか。

○林会長 それは、人によって受取り方は異なるでしょう。これは文字からしか受け取れない意味でありますので。人によってそういう受取り方をする人もあれば、2頭でも多頭と受取る人もいます。2頭でも多頭というのは、これは言葉どおりなのですね。

どうぞ。

○有田委員 この文章中にも2頭というところが多頭飼いだという説明が入っていたので、私も猫を2匹飼っていますけれども、それでいいのではないかなと思います。文章が気になる方がいらっしゃるのだったら提案をしていただければいいと思います。

○林会長 そうですね。もっといい文章であれば、ぜひ直していただきたいと思うのですが。

東海林委員。

○東海林副会長 確かに水越委員が御指摘されたように、ちょっと変な表現と思えば変な表現にとられるところもあるかなと思うのです。ですから、多分ここでこの原案が言いたいことは、複数の飼育自体が悪いという誤解を与えるのはよくないということなので、「多頭」とか「複数」という言葉をうまく使い分けて表現するというのも、一つの手ではないかなと思います。

それから、実はこの多頭飼育の届出制の動物愛護管理法改正でちょっと注意しなければいけないのは、裸で「動物の多頭飼育」と言っているのです。ですから、動物取扱業者、ペットショップも入りますし、動物実験施設も入ります。多分ここで言っているのはペットといいですか、家庭動物に限定して書かれていると思うのですけれども、この辺の限定もどこかにさらりと触れていただくといいのではないかなと思っています。

○林会長 そうですね。今、非常に積極的な提案をいただきました。

どうぞ。

○塩村委員 すみません。少しずれてしまうかもしれないのですが、同じ部分で。

私は、今回初めてなのでまず確認させていただきたいのが、今回、多頭飼育のことに限ってはもう届出制をしなくてよいという決定がこの中での認識なのかということが1点。

あと、これは意見なのですが、書いてあるのが「10頭未満の例が約2割ある。また、2頭以上の届出を対象にした場合には」と、猫では1世帯当たり、私も2頭飼っているのですけれども、10と2の隔たりはすごく大きい気がしていて、なぜ2だけをとって多頭飼育が届出制にしなくてもいいという認識になっているのかとお伺いしたいですね。間をとることはできないのかと私は思っています。なぜなら、やはり私もボランティアをしている中で2匹で崩壊した例はあまり聞かないのですが、5匹あたりから増えてきますと、いろいろな私たちが助けに入らなければいけないようなことが起こっているの、そのあたりのちょっとバランスを見てはどうかかなと思っています。

○林会長 ありがとうございます。

これは、小委員会で検討しているのです。おっしゃるように、ものすごくたくさん飼っておられる方のほうが高率には問題を起しているということは事実ですね。これは全国的にそうなので。では、どこで頭数を設定するのかという問題なのです。そうすると、5頭で切った場合、例えば今、猫のお話をされましたけれども、5頭で猫を適切に飼っていらっしゃる方がいる。だけれども、そうでない方もおられるといったときに、数値を出すのが非常に難しいというような論議をした記憶があるのです。それで何頭以上ということが明記できなかったといういきさつがあります。それで「何頭以上」と書いていないのですね。

○塩村委員 では、もうなしということで、今回は入れないという。

○林会長 御提案としては、例えば5頭とかそういうことですか。

○塩村委員 そうですね。入れないとなってくると把握がしにくくて、私も飼い主の一人として責任を持って飼うという意味では、私は別に届出をしても何とも思いませんので、ちょっと検討していただきたいなと思いました。

○林会長 事務局のほうから。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 林会長がおっしゃられましたように、頭数の設定は非常に困難であります。これは、動物の種類や、その飼育環境によっても多頭の考え方は変わりますので、一概に頭数を出せないというところです。また現状として、多頭飼育で問題になるような事例というのは、様々なところから苦情や相談が寄せられていまして、行政等で既に把握できているという現状があります。そのため、小委員会の中で、単に頭数で縛って届出ということをしていても実効性がなければダメではないかと御審議をいただいているのです。小委員会で御検討いただいた結果は、昨年第2回審議会で中間報告としてまとめていただきましたが、問題のある多頭飼育者に対して、行政がどのように対応していくかということ、動物行政担当者だけでなく福祉行政の担当者など関係ある部署が連携し、獣医師会や動物愛護団体とも協力して対応していくことが効果的ではないかというのを、いただいたおかげで、事前に情報が集まりますので、問題が起こることも未然に防止することができるのではないかと考えているところです。そうしたことから、東京都の現状に鑑みて条例化しないという結論を前回の審議会でいただいているところでございます。

それで、水越委員から御指摘をいただきました文章の表現なのですが、ここは、「なぜ条例化しなかったか」という視点が強くなっている表現ですので、多頭で問題が生じる部分というのを、少し文章を工夫してみたいと思います。

○林会長 そうですね。東海林委員からありました「複数飼育」という言葉を使うのも一つの手かなという感じはしますね。「多頭飼育問題」というのは一つの言葉としてあるわけです。ここで言いたいのは、そうではなくて、「複数が必ずしもいけないというわけではないよ」ということを言いたいわけですから。やはり誰もが違和感を感じないほうが文章としていいと思いますので、ぜひ訂正をしたいというところですね。

はい、どうぞ。

○東海林副会長 すみません。ちょっと細かいところで恐縮なのですが、3点、御質問を兼ねた指摘をさせていただきます。

まず、いろいろと今回の答申素案を事前に送っていただいてありがとうございました。事前に読ませていただいて、林会長をはじめ事務局の東京都さんのほうで、かなり御苦労されたのではないかなと思って、その敬意をあらわしたいと思います。

それで、3点ばかりちょっと御指摘させていただきたいと思うのですが、8ページ、9ページあたりのところなのですが、犬のほうは御説明ありましたように、結構いい線はいつている。だけれども猫のほうで、これはどこの自治体も同じですけども、なかなか苦労されているわけですね。実態は、やはり目もあいていないような子猫ですとかそういったものの数が非常に多いから、犬に比べて猫のほうで芳しくないというところが実態だと思っております。これだとなかなかその辺の苦しい実態が見えなくて、猫



は悪いんだなというふうには単純に見られないおそれがちょっとあるのではないかなということに危惧しています。ですから、後のほうでも成猫と子猫を分けたデータがあったようなので、そういうふうには技術的に分けられるようであれば少し猫のところ、犬のところもそうなのでしょうけれども、そういうふうには少し詳細区分をして分けると実態がよくわかりますし、また対策も実は立てやすくなるといったところがあるのではないかなと思いました。

それから、動物取扱業のところ、16ページですとかその辺のところになるのですが、動物取扱責任者という制度ができてから、7年、8年たって、大分こなれてきたというようなところもあるのではないかなと思います。たしか、動物取扱責任者について動物愛護管理法の規定では、施行規則で各事業所に「1名以上」ということになっていましたよね。つまり、平成17年の法改正までは、従業員の中に、動物について誰も知らなくても、知っている人がゼロ人であってもペットショップですとかペットホテルですとかを開ける状況であったわけです。これはおかしいだろうということで、プロたる動物取扱責任者というのが各事業所に1人以上いなければいけないという必置規定ができたことを記憶しているのですけれども、これは東京都さんでも条例で上乗せ規制とかそういうのは特にやられていませんか。やはり事業所で1人以上ということになっていますでしょうか。

○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** そうでございます。

○**東海林副会長** そうなりますと、例えば1人、2人の従業員でやっているペットショップ、ペットホテルでも1人。それから、大規模に10人、20人の従業員を抱えて、かなりの犬猫数、ペット数を預かっているところでも1人というのは、そろそろ実態を踏まえながら数の調整と言いますか、コントロールを考えられるようであれば考えていってもいいのではないかなと思うのです。例えば従業員数の割合で半分ですとか3分の1以上ですとか。これも徐々にやっていかないと、激変緩和措置みたいなのを設けていけないと思うのですけれども、その辺はちょっとそろそろ検討する段階にきているのではないかなというところについて考えているのですが、いかがなものでしょうか。

○**新井動物愛護相談センター所長** 動物取扱責任者についてですけれども、業者によっては既に複数名置いている業者もおります。また、一つの種別だけでやられているのではなくて、展示と販売と保管など複数の種別を持って営業している動物取扱業者の方もいまして、そうしますと、それぞれ責任者になるための要件がちょっとずつ違っていたりしますので、そういう面で複数置かなくてはいけなくなっているところもございます。

また、動物取扱業者には、重要事項の説明をする者を置くような制度もございます。そういう方も、副責任者ではないのですけれども、責任者を補うような立場の方もいらっしゃるというのが現状になっております。

以上です。

○**東海林副会長** ありがとうございます。

一足飛びに数を増やすというところまではいかなくても、責任者でない方にも何か研修会に任意で参加できるようなシステムを設けるですとか、普及啓発をしていくというところも兼ねて御検討いただければありがたいなと思っています。

それから、長くなって恐縮なのですが、もう一点です。

災害時対策なのですけれども、やはり同行避難ですとか、平時からのネットワークをつくるですとか、なかなかいいことが施策として盛り込まれていると思うのですけれども、もう少し追加していただきたいところがありまして、何かといいますと資材の備蓄ですね。それは、ケージですとかフードですとかトイレシートみたいなもの。そんなものも含めてそうなのですけれども、災害の発生時の初期段階というのが、実はそういうものが出回らなくて結構困ったりするところがあったりします。ですから、本当に一定水準ぐらいのものでいいのですけれども、資材の備蓄というのも少し御検討できないかなと。それは東京都さんの行政としては多分難しいところがあれば、そういうことに賛意を示してくれるいろいろなNGO

ですとか愛護団体ですとかがあるかと思しますので、そういったところと話し合いをされながら、そこに役割分担をしてもらおうというのも一つの手ではないかなと思います。

資材の備蓄とあわせて、そういった発災時にいろいろな救護活動をされるボランティアの研修ですとか養成ですとか、そういったものも東京都さんが直接やられてもいいのですが、民間団体といいますが愛護団体がありますから、そういったところと連携しながら一緒になってやるというのも一つの手ではないかなと思います。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 ありがとうございます。

今の御質問につきましては、御提案も含まれていましたが、やはり防災、災害対策の部分で区市町村の役割というのは非常に大きい部分があります。区市町村がそれぞれの実情に応じて取組を行っているのですが、都としましては、それに対する支援を強化するというので、今後、推進計画を改定する上で、今の御意見なども参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

○東海林副会長 なかなか行政としてやると、予算の縛りですとかいろいろな業務上の制約とかがあって難しいところがあることは重々承知していますので、そこはやはり民間団体、愛護団体との連携というところでこなしていただければいいのではないかなと思います。

○林会長 御質問の1つ目の子猫の問題は、8ページのグラフに成猫と子猫を分けて書いてあります。そういう意味では、猫の問題は本当に子猫と成長した猫の間で違いがあるということはこの中で示しているのですが、もっとどこか他にも示したほうがいいということなのですか。わかりやすいのは8ページのところに、引取数で圧倒的に子猫の場合、拾得者が1, 720というすごい数になっているということがこれでよくわかりますね。

○東海林副会長 そうですね。なかなかいろいろなところが煩雑になりがちなのですが、返還率あるいは致死処分率というの「猫」と一本にまとめてしまっておりますので、そこを少し分けると実態がよくわかる、あるいは対策を立てやすくなるのではないかなと思います。

実は私も今、2匹猫を飼っているのですが、いずれも生後3、4週間ぐらいの野良猫を拾ってきて育てているのですが、もう13歳になりますけれどもね。だけれども、やはり3週間、4週間の猫を育てるのはかなりの苦勞を伴うというのを身をもってわかっていますから、その辺をやはり強調されてもいいのではないかと思います。

○林会長 今回、おそらく強調しなかった一つの理由は、猫が急激に致死処分率を改善することができたのですね。犬の場合は残念ながら、若干ですけれども目標に達しなかったというところがありますが、猫は目標が10%であったところ、少なくとも17%ぐらいまで返還・譲渡率が増えたのです。これがあったものですから、今回そこを強調したかったということなのです。

おっしゃるとおり子猫の問題は、残念ですけれども、ちょっと見られた人が子猫の致死処分率があまりにも高いのに驚かれるかもしれないということはあるかもしれませんが、将来の対策とすればもう明らかに子猫問題ですので、何か工夫が必要だと思います。事務局どうですか。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 今、東海林委員の御指摘の部分は、なかなか数字を出すというのは難しい部分もあるのですね。文章中では「衰弱や感染症によって成育が極めて困難な飼い主がいない生まれて間もない子猫」とか「致死処分数の内訳を見ると、子猫が一番多い傾向は変わらない」といった表現で記載しておりますが、私どもとしても本当に子猫対策が非常に重要だと思っております。ですので、数字をということではなくて、子猫についての対策を推し進めていくというところを背景としまして、表現を工夫していきたいなと思います。

○林会長 はい、どうぞ。

○小松委員 今の子猫問題についての意見なのですが、今、動物愛護推進員の役割が災害時における協力等々ありますけれども、子猫の部分についても個々でできる部分、大変ということもあるかもしれないですが、子猫の数は非常にまだ多いと思っておりますので、動物愛護推進員を活用できるような仕組みをつ

くっていただきたいなと思います。

○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりでございます。飼い主のいない猫の対策をますます充実していくということで、子猫の引取数・致死処分数を減らしていきたいと考えます。まだ取組がなかなか進んでいないところは成功事例なども参考にさせていただきたいと思ひますし、東京都としても区市町村に対する専門的・技術的な支援を行って、また、財政的にも補助事業も活用しながら進めていく中で、やはり動物愛護推進員の方、ボランティアの皆様の方々の力というのは非常に重要ですし、そういった協力体制をつくっていきたく思ひっております。

ありがとうございます。

○**林会長** はい、どうぞ。

○**塩村委員** 何度もすみません。

まず、東海林さんがおっしゃっていたように、ボランティアさんであるとか推進員の方々の力をぜひもっと取り入れていただきたいと思ひています。その舞台を盛り込んでいただければ、もっと動きやすいと思ひています。例えばボランティアバンク、動物愛護ボランティアバンクみたいなものをつくる方向で考えてみるとか、動物教室等は今、職員さんが頑張っていますが、人数にやはり限りがありますので、年に何回同じ学校に行けるか。多分1回ぐらいだと思ひます。なので、セミナー等を開いて、機動的に動けるような仕組みをつくっていただきたいと思ひています。

さらに、ごめんなさい。あと、ばばばと述べていってもよいでしょうか。

○**林会長** はい。

○**塩村委員** すみません。ありがとうございます。

10ページの3の(2)ですね。動物取扱業の監視指導の部分なのですが、これは事前に業者に連絡をしてから出向くと聞いているのですが、そのとおりでしょうか。

○**新井動物愛護相談センター所長** 10ページの表7の監視件数の数字には、動物取扱業の登録をするときの監視、つまり、登録できるかを調べる施設確認のための監視も含まれておまして、そういう場合には相手(申請者)と事前に約束して行かないと行ってみたら誰もいないということになっても困りますので、そういう監視の場合には当然、連絡してから行くようになっております。それ以外については、例えば、苦情とかに基づく監視については平常時の営業状態を見なくてはならないので、約束して行くわけではなくて、事前の連絡なしで監視を行っております。

○**塩村委員** では、突然やって来るというような形なのですね。わかりました、ありがとうございます。それであれば問題ないと思ひています。

あと、項目が第3と第4が長くあるのですが、この項目についてちょっと提案がございます。

第3では、現状認識を述べている部分なのですが、その状態についての評価と、その評価を受けて今後どうすべきかという視点が結構抜けている部分が多くて、その部分で第4で書いてある部分も多いのですが、うまく連携が、答えが出ている部分、出ない部分があると思ひます。なので、第3の部分で入れられる部分はその解決策等を入れていただきたいなと思ひしております。

例えば、第3の1の(1)なのですが、先に質問したとおり、8週齢の条文には附則がついています。その附則第7条には「社会一般への定着の度合いを踏まえる」とあるのですが、その条文の本則に「56日」と明記された意味をあわせて考えていくと、やはり都にも8週齢規制の意味と必要性を都民の方々に定着させていく義務があるのではないかなと思ひます。改正動愛法のうちの実際の行動に結びつけていく必要がある都として、飼い主への啓発の内容として、8週齢規制の意味や必要性を周知していく必要があることは明らかだと思ひますので、改正動愛法附則第7条に基づき「飼い主に対して、56日齢までは犬や猫を生まれた環境から引き離してはならないことの意味や必要性を都として周知を図っていく」などの文言を一言加えていただきたいなという提案をしたいと思ひます。

あと19ページの4の(1)なのですが、動物愛護センターの普及啓発活動について、老朽化とかいろいろあると思うのですけれども、開所スケジュールが土日お休みというところがありますので、その能力を最大発揮できていると思えないのですね。なので、土日も開所することなども念頭に入れて「動物愛護相談センターの普及啓発機能をより高めるために、より都民に親しみやすい、都民が来くなるような明るいセンターとする」というような、「目指す」というような文言を加えていただきたいなと思っております。

さらに、現在の殺処分数は犬でいくと200頭前後だと思うのですけれども、他の自治体の事例を鑑みても、二酸化炭素ガスによる殺処分機はそろそろ東京には必要ないのではないかなと考えます。施設の老朽化等を考えると建て直しの時期等になってくると思うのですけれども、そこで「殺処分機のない動物愛護センターの新設又は改装を目指す」などの文言が入ればよりいいのではないかなと思っています。

また、動物愛護センターのサテライト施設をつくっていけば、普及啓発や譲渡活動の活性化が期待できると思いますので、サテライト施設の設置を検討していただくこともぜひ考えていただきたいなと思います。

あと、普及啓発資材について、机上にあるものを見たのですけれども、なかなか持ち歩いてみんなに伝えていくには難しいかなと思いました。ですので、例えばなのですが、お隣の埼玉県であればこのようにステッカー等をつくってしまして、丸いものなのですけれども、耳が飛び出ているだけでかわいいのですね。なので私は手帳にも張っていますし、とても小さなタイプの同じものがあるので携帯にもステッカーを。そのように、動物愛護をみんなに知らせたいという人が気軽に持ち運べて、なおかつそんなにお金のかからないものをぜひつくっていただきたいなと思っております。

最後に、都内には動物関係の専門学校がたくさんあると聞いています。そうした施設の実態を把握する必要があるのではないかなと思っています。いろいろなものを飼っているとも聞きますので、実態を把握していただきたいと思っていますので、そこで「都として動物関係の専門学校の実態把握を行っていく」などの文言を加えていただきたいなと思います。

すみません。長々ありがとうございました。

**○澁谷環境衛生事業推進担当課長** 今、いただきました御意見につきましては、実はこれから御説明をさせていただく第5のところにあるのです。表現は異なりますが、今後、東京都がどうすべきかといったことは、第5に示しているつくりなのです。いただいた御意見は参考にさせていただきたいと思います。

それで、最後の専門学校に関する御意見につきましては、現状を動物愛護相談センターから御説明いたします。

**○新井動物愛護相談センター所長** 学校の把握についてですが、いわゆる専門学校とか養成学校のようなところも動物取扱業の可能性のあるところがございまして、動物取扱業に該当するのであれば当然、登録をとってもらわないといけないということになります。ですので、無登録営業でないかどうか、動物取扱業に該当しないかどうかを通常の監視の中で、接触して聞いているという事情がございます。全くコンタクトがないというわけではありません。

**○林会長** はい。

もしよろしければ、先ほどからの御質問とか御意見の中には、第5の、まだ御説明いただいていないところに絡むところが非常に多いのですね。残りはそんなに時間がかからないでしょう。そこを全部説明いただいて、それでまた御意見、御質問いただきたいと思います。

**○澁谷環境衛生事業推進担当課長** それでは、先ほどの続きからとなりますが、時間も残り少なくなっていますので簡潔に御説明をさせていただきます。

32ページの(2)事業者等による動物の適正な取扱いの推進でございます。文章につきましては、(施策の方向性)として列記している内容を詳しく書いたものとなっておりますので、(施策の方向性)で説明させていただきます。

33ページを御覧ください。まず、ア 動物取扱業の監視強化です。概要としては、事業者に対して法改正による新たな制度を周知徹底していくことが重要であると考えます。また、第一種動物取扱業への監視強化及び第二種動物取扱業の実態把握と監視指導の実施が必要であると認識しております。そして、新規義務事項を加えた事業者の再評価と、評価結果に基づいた効果的かつ効率的な監視指導の実施をしていくことが必要と考えます。

続いて、イ 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応になります。法改正により動物取扱業への指導事項は拡大しておりますので、まず、新たな規定の履行状況の確認等監視指導の徹底が必要であると考えます。そして、動物取扱業に携わる人材育成のため、動物取扱責任者研修の内容の充実と年1回以上の受講の徹底が重要です。また、動物取扱業関連の養成施設であります専門学校等の教職員等に対する関係法令等の周知が求められているものと認識しております。

34ページで、ウ 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底でございます。特定動物は、人への危害の可能性が高いことから、特定動物飼養者への監視指導による法令遵守の徹底と同時に、特定動物の販売業者による購入者への説明の徹底をしていくことが重要であると考えます。また、その監視指導を行う職員のレベルアップを図るために、動物監視員の特定動物に関する専門知識と技術研修の実施も行っていく必要があるのではないかと考えます。

続いて、エ 産業動物及び特定動物の適正な取扱いへの対応です。産業動物については、畜産業者等への「5つの自由」等動物福祉を考慮した飼養保管管理等に関する普及啓発の推進、実験動物については、実験動物関係団体を通じた「3Rの原則」や飼養保管基準等についての普及啓発を推進していくことが重要であると考えます。また、動物福祉にかかる配慮が不十分な取扱いに対し、関係団体と協力した対応の検討をしていくことが求められていると認識しております。

次に、(3) 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進について御説明いたします。ここで一度、資料4、A3の資料を御覧ください。同じ数字を先ほど最初に御説明しました資料2の右下にも示しておりますけれども、今後、東京都がどのような具体的数値目標を定めていくべきかというのを、小委員会で御審議いただき、まとめていただいたものとなっております。このグラフですが、東京都における動物の引取数と致死処分数を平成16年度から、示しているものとなっております。なぜ、平成16年度からかと申しますと、国が今回出しました基本指針の中で、平成16年度を起点として、全国での10年後の引取数の目標を設定しているためです。引取数の推移は緑色の四角を結んだ折れ線グラフで、さらに致死処分数は黄色の棒グラフで示しています。加えて、ピンク色の三角形で総取扱数を示しております。御説明しておりますように、現行の推進計画で目標を設定しております、動物の引取数・致死処分数は、平成24年度までに目標値を超えて大幅に減少しているわけです。

一方で、引取数が減っている中で、どのような犬猫が引き取られているのかを見ますと、所有者が新しい飼い主を見つけられず、やむを得ない理由により東京都が引取りを行っている犬猫は、矯正困難な攻撃性があったり、回復困難な病気をもっていたりとか、そういった譲渡が難しい犬猫が一定程度いるという状況にあります。今後、この割合は増えてくるのではないかとということも考えられ、引取数・致死処分数をさらに削減していくこと、譲渡割合を増加していくことは、取組が進めば進むほど、ハードルが高くなっていくものと考えられます。しかしながら、そうした中でも、致死処せざるを得ない動物を可能な限り減少させていくべきであると小委員会でおまとめいただいております。

資料4の下段に、動物の引取数、致死処分数、また犬の返還・譲渡率、猫の返還・譲渡率等の数字を示しておりますけれども、審議会から東京都にお示しいただく新目標として、小委員会でおまとめいただいた平成35年度における目標値を記載しております。表の一番右には、国が今回、基本指針に示した目標を記載しております。東京都としては、答申を踏まえまして推進計画を改定いたしますので、改定後の推進計画の新目標として、現行の推進計画の目標値より更に進めまして、何とか頑張って、この数字で取り組んでまいりたいと思っております。

資料3の答申素案の本編に戻っていただきまして、35ページを御覧ください。(3)動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進の、(施策の方向性)でございますが、まさに今後、譲渡拡大というものが非常に重要になりますので、ア 譲渡拡大の仕組みづくりです。その仕組みづくりとしまして、ボランティア団体等との多様な連携による譲渡の充実拡大、また、登録譲渡団体等への譲渡動物情報の提供や譲渡会の共同開催など譲渡拡大に向けた団体支援方法の検討及び譲渡事業に係るボランティアの受入れ環境の整備検討が必要であろうと認識しております。加えて、行政や動物愛護団体などの動物保護施設を行う譲渡事業の認知度向上と成犬・成猫の譲渡を受けるメリットの普及啓発の強化が重要であると小委員会でも御意見をいただいております。やはり、子犬とか子猫の譲渡を希望する人はいるのですが、東京都の現状では、特に犬では子犬が動物愛護相談センターに保護されることは、ほとんどない状況にもありますので、既に性格がわかっている成犬ですとか成猫を飼うことのメリットというものも私どもとしてはPRして、譲渡の拡大につなげていきたいと考えております。また、区市町村と関係団体との連携による動物の譲渡先あっせん等の動物保護の取組等を支援していくことも必要ではないかと考えます。やはり、動物愛護管理は、それぞれの地域で、区市町村で取り組んでいただかなければ進みませんので、地域には様々な団体がいて活動していますので、そういうところが区市町村の行政担当者と連携して行う取組を支援していくということです。

続いて、イ 取扱動物の適正な飼養管理の確保でございます。取扱動物の健康安全面を一層考慮した飼養管理の推進。これは、動物愛護相談センターで取り扱う動物の動物福祉を考慮した飼養管理を進めていくことが必要であるということです。次に、収容施設から譲渡拡大に向けた施設への転換の検討です。ここは、先ほど御意見いただいたところでございますが、様々な御意見を参考にさせていただきながら、これから検討を進めていく必要があると考えております。

(4)災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応でございます。こちら、36ページの(施策の方向性)というところで御説明させていただきます。

では、ア 動物由来感染症への対応強化です。まず、狂犬病発生時対応マニュアル等の見直しによる狂犬病等動物由来感染症の発生時対応の強化が重要です。御存じの方もいらっしゃると思いますが、7月に台湾のほうで狂犬病が発生したということで報道されました。常に万全の体制を整えていく必要がございます。現在、東京都が作成しているマニュアルを見直しまして、動物由来感染症対策を強化しく必要があると認識しております。次に、動物病院におけるモニタリング等動物由来感染症調査事業に基づく都民への動物由来感染症予防対策の普及啓発の更なる推進をしていくこと、また動物取扱業の調査も行い、動物取扱業における動物由来感染症病原体保有状況調査等に基づく動物取扱業者の自主管理対策の推進が重要であると考えます。

次に、イ 災害時の動物救護体制の充実です。これも、現在の取組を更に進めるものですが、動物愛護団体等との災害時協定締結の推進による体制強化が重要であります。また、区市町村、関係団体、動物愛護推進員等の連携のための場の提供や動物愛護推進員等ボランティアの人材育成です。災害時に向けて特に動物愛護推進員の方には協力をいただくところがございますので、災害対策の研修会等の開催が必要であろうと認識しております。次に、動物の同行避難を前提とした区市町村の防災関連マニュアルの整備等の支援強化です。東京都の地域防災計画の中に動物の「同行避難」が明記されていることは、先ほど御説明しましたが、やはり、同行避難の前提としては、まず自助・共助という防災に対する考え方のもと、日ごろから飼い主の皆さんにまずは御自身で備えていただく部分が最も重要であります。そして、それに公助として区市町村でやっていただく部分があるわけです。東京都は区市町村の担う公助を、後方支援として支援強化していくことが求められていると認識しております。あわせて、特定動物の逸走防止措置に関する監視指導、動物取扱業施設での災害時対策への取組の推進も重要であると考えています。

ここまで御説明してきましたが、現行の推進計画における施策目的ごとの5つの主要課題、20の重要施策を、今後は具体的な取組内容に注目をして、(1)から(4)までの課題と、それぞれの施策の方向

性ということで、小委員会でおまとめいただいております。

最後、37ページになりますが、先ほど資料4で御説明した数値目標について記載してございます。これまで目指してきた目標の進捗状況を踏まえ、さらに主要課題に対するそれぞれの取組を進めることで、東京都として新たな数値目標を定めて取組を進めていくことが重要であると結んでおります。

以上でございます。

**○林会長** ありがとうございます。

先ほどいただいた、例えば災害時の対策等はここで明記されているわけですが、どうぞ先ほどの御質問、御意見と重なっても結構ですので、何かございましたらいただきたいと思います。

非常に困難なのは同行避難。東京都は昨年11月から同行避難をはっきりと打ち出していますが、それでは同行避難を受け入れる側の各区市町村、東京都ももちろん含めて、どうしていくのかというのは大変なことですね。東京都は都会ですので、膨大な数の飼い犬、飼い猫が避難することになれば、どこでどのように受け入れていくのかという大きな課題があるのです。その対応を考えていくとすると、これから非常に大変な作業が待っているわけです。当然のことながら動物愛護団体等との災害時の協定締結などはやっていかなければいけないわけですが、そんなところとの連携が重要になってきます。ただ、本当に想像を絶する計画になるだろうと思いますね。東京都の直下型地震などが起きたことを想定して同行避難を考えた場合。

何か御意見はありますか。

はい、どうぞ。

**○水越委員** (3)の動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進のところの施策なのですが、ここには譲渡拡大のための仕組みづくりということで、譲渡拡大というところのみが書かれております。

それで、やはり致死処分数の減少ということになると、結局、持ち込まれる数を少なくするということがもう一つあると思うのですけれども、その部分が、おそらくこれは重ならないように書こうということで、例えば終生飼養とか繁殖制限であるとか、飼い主のいない猫対策などが見えてきません。特に猫などというのは、子猫が多いというのは飼い主がいない猫というのが非常に多いと思うのですけれども、(1)の適正飼養の啓発と徹底のほうにそれが施策の方向性として書かれてしまっているの、重ならないということはこちらの(3)には引取数の減少というところが書かれていないのでは思うのですが、ただこれを見ていると、やはり拡大だけということになると何かバランスに欠けるような感じがするのです。

私もちょっとこれはどういうふうに書いたらいいのか。やはり重ならないほうがいいのかということになると書くのが難しいのかなと思いつつも、ここにやはり譲渡拡大だけではなくて、引取り等の減少というところも何かあったほうがいいのかないかなと思いつつも読んでおりました。

すみません。あまりにも意見にもなっていないのですけれども、申し訳ありません。

**○林会長** そうですね。先ほど同行避難ということを申し上げましたが、もう一つ今回の法改正の大きなポイントは、終生飼養ということですね。終生飼養を飼い主の人に、その自覚を高めていただく。引き取るのは受け身側ですから、向こう側が出さないように。つまり飼い主の方が何とか頑張って終生飼養していただくというところ。これは随所には強調されているのですが、強調するにこしたことはないということだろうと思います。

事務局から何かありますか。

**○澁谷環境衛生事業推進担当課長** 今までの推進計画は施策目的ごとに整理していて、今度は具体的な取組内容ごとに整理したところがあるので、若干、書き分けているところがあるのですが、またこれは会長にも御相談しながら対応してまいりたいと思います。

**○林会長** はい。今の水越委員の御意見がうまく解決できるような書きぶりというのは必要なという感じはします。

ただ今回、本当によくわかったのが、A3の資料4を見ていただきますと猫の返還・譲渡率は平成18年度に3.1%。これは平成16年度が2.1%だったのが3.1%とほとんど動かなかったのですが、昨年、平成24年度は17%にまで跳ね上がっているのですね。これはすごい成果だと思うのです。猫の場合ですね。

ところが、犬の返還・譲渡率は、平成16年度から平成18年度にかけて少しずつ上がってきて、目標の85%に近づく気配だったのですが、平成24年度は79.4%だった。これはどういうことかという、本当に飼えなくなっている方がでてきているのだろうと思うのです。お年寄り、あるいは生活困窮者が増えてきているのだろうと。ここまでいろいろなところで御尽力いただいている中で、私はその理由によるもの以外考えられないのですね。ですから、どんどんこれから難しい局面、減れば減るほど難しいケースが増えてくる。

それで、動物のことを考えると、そのまま受け取らない、行政が引き取らないということをやりますと、動物の側にもすごく不幸な結末を与えてしまうということが起こるのではないかとということの小委員会では話しておりました。ですけれども、そうはいえやはり何としても断固として、新目標として犬の返還率を85%まで。これは本当は100%にしたいのですけれども、100%にするというのは相当困難なことで、最初私たちは近々100%になるだろうと考えていたのですが、やはりそういういろいろなところの事情を見ていますと、簡単ではないということがわかってきたわけです。

猫の返還・譲渡率は20%以上、これを何とか。新しく2桁になりましたので20%を目指すということですが、これも子猫の問題が非常に大きいということですね。

何か御意見ありませんでしょうか。

どうぞ。

#### ○東海林副会長 たびたび、すみません。

林会長がさきに指摘されました同行避難問題について、意見というのではなくて、情報提供をちょっとさせていただきたいと思います。緊急災害時動物救援本部の立場で情報提供をさせていただきたいと思うのですが、御存じのとおり、阪神・淡路大震災の動物救護をきっかけとして、緊急災害時動物救援本部というのが組織されました。主要構成メンバーは、日本獣医師会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会の4団体ということになっております。

それで救援本部のほうでも、首都直下型地震、南海トラフ、立川断層、とにかく将来起こり得る蓋然性が非常に高いということで、早急に対策を講じなければいけないという問題意識のもとに、今、鋭意検討を進めているところでございます。簡単に言いますと、その4団体の本部の所在地が、23区内にあるものですから、もう首都直下型地震があったら動けなくなるのではないかと。まずここから何かやらなければいけないだろう。

それから、先ほどの資材備蓄に関しましても、東京近辺だけではなくて、全国にネットワークをつくって、分散型でやっていく必要があるのではないかと。あるいは、平時からボランティアの育成云々をやっていくのではないかとということで、東京都さんですとかいろいろな方々の御支援をいただきながら、今、鋭意検討を進めさせていただいているところでございます。

その関係で、いろいろと話を進めている中で、実はペット・ツーリズム連絡協議会というのが昨今でき上がりました。それから、一般社団法人のペットサロン協会というのもこの10月1日にでき上がったそうです。ペットサロン協会というのは、ペットホテルとペトリミングサロンの業界団体ということだそうです。

それが、何が同行避難と関係あるのかということで御疑問に思われるかもしれませんが、ペット・ツーリズム連絡協議会の中には、いろいろなホテル関係の事業者、鉄道事業者が入ってございます。それで、ペット同伴宿泊ホテルというのが最近増えてきていますけれども、全国で1,000軒以上あると既に言われていますが、実は東日本大震災のときにそのネットワークが同行避難の避難者を、同行避難という形



でボランティアで受入れをやったそうなのです。ですから、またこういうやり方も一つの手ではないかなと思います。シェルターといいますか、避難所のほうで同行避難のツールというのももちろんなのですが、いろいろと避難所だけではなくて、そういう同伴宿泊ホテルの力も借りながらやるというのもまた一つの手ではないかなと思いますし、それからその関係で、実はさっきのペットサロン協会というのは、ペットホテルですとかペットトリミングサロンというのが中心なのですが、ここも基本的にそういうときには一時預かりというのを積極的にやろうということで、それを事業目的といいますか、事業にも入れているようです。ですから、こんなところも組み合わせていくと、少し奥深い強固な形で、多角的に体系的に同行避難というのを進めていけるのではないかなという情報提供をちょっとさせていただきま

す。  
○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** 貴重な情報をありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

○**塩村委員** 最後に1点だけごめんなさい。

○**林会長** どうぞ。

○**塩村委員** たびたび何度もすみません。

第3のところの話は先ほどわかりました。

それで、56日齢、8週齢の話なのですが、第4と第5のところほとんどあまり出てこないの、例えば事業者の役割、またはボランティア・関係団体の役割のところ、ぜひ56日齢、8週齢の周知徹底等を入れていただきたいなと思います。

あと最後に、ごめんなさい。これは質問なのですが、15ページの2の(1)に、競りあわせ業について情報収集するとあるのですが、まず、都内にペットの競り市は今、あるのでしょうか。

○**新井動物愛護相談センター所長** こちらで把握している限りは、常設の競り市場を設けている業者はございません。

○**塩村委員** なるほど。

では、ないのであれば、今後いつ競り市が都内にできるかわからないということもありますので、これは提案なのですが、ぜひ他県にある競り市、なかなか入れないのですが、この審議会で視察等に行けるようにしてはどうかという提案を最後に一つして終わります。

ありがとうございました。

○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** 先ほど、今の御提案の前の幼齢の犬猫の部分の御意見ですね。それはまた会長とも御相談させていただきながら検討させていただきます。

○**林会長** ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、もう時間になりましたので、これで御質問を終わらせていただきたいと思います。

そして、非常に重要なことですが、今日いただきました御意見をもとに事務局と一緒に答申素案を修文したいと考えておりますので、それは私にお任せいただけますでしょうか。

(異議なし)

○**林会長** ありがとうございます。

また、もう一つ、重要なことですが、その後パブリックコメントにかけますので、その説明を事務局にさせていただいて、本日は閉会にしたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。

○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** ありがとうございました。

それでは、簡単に、資料5で今後のスケジュールを御説明いたします。資料5を御覧ください。本日いただきました御意見をもとに、会長の御指示のもと答申素案をとりまとめまして、パブリックコメントを募集させていただきます。来週か再来週には実施できればと考えております。その後、第4回目の審議会を設けさせていただきまして、パブリックコメントを受けた審議を行っていただきまして、答申をいただ

ければと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、林会長どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、お忙しいところ、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。次回、第4回の審議会につきましては、また調整させていただきまして、後日、開催日を連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後 0時03分 閉会)